

令和 8 年岩見沢市議会第 1 回定例会

新 旧 対 照 表

議案第 4 号～議案第 13 号

議案第4号 岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例等新旧対照表

No. 1

現 行	改 正 後
<p>※ 第1条関係（岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例）</p> <p>附 則 1～9 略</p>	<p>※ 第1条関係（岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例）</p> <p>附 則 1～9 略</p> <p><u>（岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院の経営統合に伴う経過措置）</u></p> <p><u>10 令和8年4月1日の前日において、北海道中央労災病院の職員であった者で、この条例の適用を受けることとなった者に対する第19条第1項の令和8年4月1日の日数については、令和7年4月1日に北海道中央労災病院の職員として与えられた年次有給休暇の残日数に20日を加算した日数とする。</u></p>

議案第 4 号 岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例等新旧対照表

現 行				改 正 後			
※ 第 2 条関係（岩見沢市病院事業の設置等に関する条例）				※ 第 2 条関係（岩見沢市病院事業の設置等に関する条例）			
第 2 条 略				第 2 条 略			
2 病院事業として設置する病院（以下「病院」という。）は、次のとおりとする。				2 病院事業として設置する病院（以下「病院」という。）は、次のとおりとする。			
病院名	所在地	診療科目	病床数	病院名	所在地	診療科目	病床数
岩見沢市立総合病院	岩見沢市 9 条西 7 丁目 2 番地	内科、消化器内科、 小児科、外科、整形床	一般病床 355	岩見沢市立総合病院	岩見沢市 9 条西 7 丁目 2 番地	内科、呼吸器内科、 循環器内科、腎臓内床	一般病床 331
		外科、産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、泌尿器科、精神神経科、麻酔科、放射線科、脳神経外科、形成外科	精神病床 115 感染症病床 4床 合計 474床			科、消化器内科、小児科、外科、透析外科、血管外科、乳腺外科、整形外科、産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、泌尿器科、精神神経科、麻酔科、放射線科、脳神経外科、リハビリテーション科、歯科口腔外科	精神病床 70床 感染症病床 4床 合計 405床
略				略			

議案第5号 岩見沢市職員の定年等に関する条例新旧対照表

No. 1

現 行	改 正 後
<p>附 則 1～5 略</p>	<p>附 則 1～5 略 (定年年齢の特例) 6 第3条の規定にかかわらず、令和10年3月31日までの間、医師である職員のうち、一般職員の給与に関する条例(昭和26年条例第5号)第3条第1項第2号に規定する医療職給料表(1)の適用を受ける職員であって市立栗沢病院に勤務する者の定年にあつては年齢70年とする。</p>

議案第6号 一般職員の給与に関する条例新旧対照表

No. 1

現 行	改 正 後
<p>(通勤手当)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員</p> <p><u>次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（第9条の4第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（1か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</u></p> <p><u>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</u></p> <p><u>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</u></p> <p><u>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円</u></p> <p><u>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円</u></p> <p><u>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円</u></p> <p><u>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円</u></p> <p><u>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員</p> <p><u>66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市長が規則で定める額（第9条の4第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（1か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</u></p>

議案第6号 一般職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>職員 19,700円</u> <u>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である</u> <u>職員 22,800円</u> <u>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である</u> <u>職員 25,900円</u> <u>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である</u> <u>職員 29,100円</u> <u>サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である</u> <u>職員 32,300円</u> <u>シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である</u> <u>職員 35,500円</u> <u>ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円</u></p>	<p>(3) 略</p> <p>3 <u>第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が市長が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(市長が規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、次の各号に掲げる額の合計額が150,000円を超えるときは、150,000円とする。</u></p> <p>(1) <u>駐車場等に係る通勤手当</u> <u>5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市長が規則で定める額</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当</u></p>
<p>(3) 略</p>	

議案第6号 一般職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行		改 正 後	
別表第7（第3条関係） 医療職給料表（2）級別基準職務表		前項の規定による額 別表第7（第3条関係） 医療職給料表（2）級別基準職務表	
職務の級	標準的な職務	職務の級	標準的な職務
1 級	臨床検査技師、診療放射線技師、診療エックス線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、あん摩・マッサージ指圧師、視能訓練士又は臨床工学技師の職務	1 級	臨床検査技師、診療放射線技師、診療エックス線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、 <u>歯科衛生士</u> 、あん摩・マッサージ指圧師、視能訓練士又は臨床工学技師の職務
2 級	1 略 2 相当困難な業務を行う臨床検査技師、診療放射線技師、診療エックス線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、あん摩・マッサージ指圧師、視能訓練士又は臨床工学技師の職務	2 級	1 略 2 相当困難な業務を行う臨床検査技師、診療放射線技師、診療エックス線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、 <u>歯科衛生士</u> 、あん摩・マッサージ指圧師、視能訓練士又は臨床工学技師の職務
3 級	1 略 2 極めて困難な業務を行う臨床検査技師、診療放射線技師、診療エックス線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、あん摩・マッサージ指圧師、視能訓練士又は臨床工学技師の職務	3 級	1 略 2 極めて困難な業務を行う臨床検査技師、診療放射線技師、診療エックス線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、 <u>歯科衛生士</u> 、あん摩・マッサージ指圧師、視能訓練士又は臨床工学技師の職務
4 級	1 略 2 高度の技術又は経験を必要とする臨床検査技師、診療放射線技師、診療エックス線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、あん摩・マッサージ指圧師、視能訓練士又は臨床工学技師の職務	4 級	1 略 2 高度の技術又は経験を必要とする臨床検査技師、診療放射線技師、診療エックス線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、 <u>歯科衛生士</u> 、あん摩・マッサージ指圧師、視能訓練士又は臨床工学技師の職務
略		略	
別表第11（第20条の2関係）		別表第11（第20条の2関係）	

議案第6号 一般職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行		改 正 後	
会計年度任用職員医療職給料表（2）級別基準職務表		会計年度任用職員医療職給料表（2）級別基準職務表	
職務の級	標準的な職務	職務の級	標準的な職務
1 級	臨床検査技師、診療放射線技師、診療エックス線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、あん摩・マッサージ指圧師、視能訓練士又は臨床工学技師の職務	1 級	臨床検査技師、診療放射線技師、診療エックス線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、 <u>歯科衛生士</u> 、あん摩・マッサージ指圧師、視能訓練士又は臨床工学技士 <u>の職務</u>
2 級	1 略 2 相当困難な業務を行う臨床検査技師、診療放射線技師、診療エックス線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、あん摩・マッサージ指圧師、視能訓練士又は臨床工学技師の職務	2 級	1 略 2 相当困難な業務を行う臨床検査技師、診療放射線技師、診療エックス線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、 <u>歯科衛生士</u> 、あん摩・マッサージ指圧師、視能訓練士又は臨床工学技士 <u>の職務</u>
3 級	相当困難な業務を行う薬剤師の職務		

議案第7号 職員の旅費支給に関する条例等新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>※ 第1条関係（職員の旅費支給に関する条例）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 出張 職員が公務のため、一時その勤務場所を離れて市の行政区域外に旅行することをいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため、住所若しくは居所から勤務地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため、旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。</p> <p>(7) 帰郷 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。</p> <p>(8) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父、母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって主として職員の収入によって生計を維持している者をいう。</p> <p>(9) 略</p>	<p>※ 第1条関係（職員の旅費支給に関する条例）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 出張 職員が公務のため、一時その勤務場所（<u>任命権者又はその委任を受けたもの（以下「出張命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他出張命令権者が認める場所</u>）を離れて市の行政区域外に旅行することをいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 赴任 新たに採用された職員のうち、市長が特に必要と認めた者がその採用に伴う移転のため、住所若しくは居所から勤務地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため、旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。</p> <p>(7) 帰郷 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。</p> <p>(8) 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父、母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって職員と生計を一にする者をいう。</p> <p>(9) 略</p>

議案第7号 職員の旅費支給に関する条例等新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>2 略 (旅費の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第16条各号又は同法第29条の規定に基づく事由により退職となった場合には、前項第1号の規定にかかわらず旅費は支給しない。</p>	<p>(10) <u>旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であって、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他規則で定めるものを出張者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。)を締結したものをいう。</u></p> <p>2 略 (旅費の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第28条第4項若しくは同法第29条の規定に基づく事由又はこれらに準ずる事由により退職となった場合には、前項第1号の規定にかかわらず旅費は支給しない。</p> <p>4 <u>第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により出張命令等の変更(取消しを含む。)を受け、若しくは死亡した場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額若しくは支出を要する金額で規則で定めるものを当該職員又は当該職員の遺族に対し旅費として支給することができる。</u></p> <p>5 <u>第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で別に定める事情により、概算払を受けた旅費額(概</u></p>

議案第7号 職員の旅費支給に関する条例等新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(出張命令)</p> <p>第4条 旅行は、<u>市長その他任命権者(以下「出張命令権者」という。)</u>の発する出張命令によって行わなければならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(旅費の計算)</p> <p>第6条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要により又は天災その他やむを得ない事由により順路により旅行し難い場合には、その現に経過した<u>路程</u>による。</p> <p>第7条 <u>旅費計算上の旅行日数は旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要により又は天災その他やむを得ない事由により要した日数を除くほか鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルにつき1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。</u></p>	<p><u>算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合にはその喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。</u></p> <p>6 <u>第1項、第2項又は第4項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</u></p> <p>(出張命令)</p> <p>第4条 旅行は、<u>出張命令権者</u>の発する出張命令によって行わなければならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(旅費の計算)</p> <p>第6条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要により又は天災その他やむを得ない事由により順路により旅行し難い場合には、その現に経過した<u>経路及び方法</u>による。</p> <p>第7条 <u>削除</u></p>

議案第7号 職員の旅費支給に関する条例等新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>2 前項ただし書の計算によって1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。</u></p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。</p> <p><u>(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの</u></p> <p><u>(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</u></p> <p><u>3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。</u></p> <p>(船賃)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>(航空賃)</p>	<p>(鉄道賃)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項第2号に規定する急行料金及び同項第3号に規定する座席指定料金は、<u>市長が定める地域を除き、特別急行列車を運行する路線による旅行で片道100キロメートル以上のものに限り、支給する。</u></p> <p>(船賃)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項により準用して支給する運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。</u></p> <p>(航空賃)</p>

議案第7号 職員の旅費支給に関する条例等新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第13条 <u>航空賃は、現に支払った旅客運賃による。</u></p> <p>(日当及び宿泊料)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、別表第1の定額によりこれを支給する。</p> <p>3 略</p> <p>(移転旅費の種類)</p> <p>第20条 移転旅費は、<u>移転料、着後手当及び扶養親族移転料</u>の3種とする。</p> <p><u>(移転料)</u></p> <p>第21条 <u>移転料は、次の規定により支給する。</u></p> <p>(1) <u>赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧勤務地から新勤務地までの</u> <u>路程に応じた別表第1の定額</u></p> <p>(2) <u>赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の</u></p>	<p>第13条 <u>航空賃は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、</u> <u>第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必</u> <u>要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>運賃</u></p> <p>(2) <u>座席指定料金</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機</u> <u>により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。</u></p> <p>(日当及び宿泊料)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、別表第1の定額によりこれを支給する。 <u>ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で別に定める場</u> <u>合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u></p> <p>3 略</p> <p>(移転旅費の種類)</p> <p>第20条 移転旅費は、<u>転居費、着後滞在費及び家族移転費</u>の3種とする。</p> <p><u>(転居費)</u></p> <p>第21条 <u>転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第23条第1項第1号</u> <u>又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その</u> <u>額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。</u></p>

議案第7号 職員の旅費支給に関する条例等新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>1に相当する額</u></p> <p><u>(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額</u></p> <p><u>2 前項第3号の場合において扶養親族を移転した際における移転料の定額が、職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。</u></p> <p><u>(着後手当)</u></p> <p>第22条 <u>着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額とする。</u></p> <p><u>(扶養親族移転料)</u></p> <p>第23条 <u>扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について次に規定する額を支給する。</u></p> <p><u>(1) 赴任の際扶養親族を旧勤務地から新勤務地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとにその移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額</u></p> <p><u>ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当額の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額</u></p>	<p><u>(着後滞在費)</u></p> <p>第22条 <u>着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、別表第1の日当定額の5日分及び赴任に伴い住居又は居所を移転した地の存する地域区分に応じた宿泊料定額の5夜分を限度として、現に滞在した日数に応じた日当及び宿泊した夜数に係る宿泊料の合計額に相当する額とする。</u></p> <p><u>(家族移転費)</u></p> <p>第23条 <u>家族移転費は赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。</u></p> <p><u>(1) 赴任の際、家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、日当、宿泊料及び着後滞在費の合計額に相当する額</u></p>

議案第7号 職員の旅費支給に関する条例等新旧対照表

No. 7

現 行	改 正 後
<p><u>イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額</u></p> <p><u>ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する額を加算する。</u></p> <p><u>(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第21条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額</u></p> <p><u>2 職員が赴任を命ぜられた日において、胎児であった子を、その赴任の後移転する場合、扶養親族移転料の計算については、赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして前項の規定を適用する。</u></p> <p>(外国旅費)</p> <p><u>第24条 外国旅費は、本邦（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に規定する地域をいう。）以外の地域を旅行する場合に支給する。</u></p>	<p><u>(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額</u></p> <p><u>2 出張命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。</u></p> <p>(外国旅費)</p> <p><u>第24条 職員が公務のため外国に旅行する場合における旅費の種目及び額は、第6条及び第9条から前条までの規定にかかわらず国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下この項において「旅費法」という。）に準じ、その都度、出張命令権者が市長と協議して定める。この場合においては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者に支給される旅費を基準とする。</u></p> <p><u>(1) 特別職の職員 旅費法に規定する指定職の職務にある者</u></p>

議案第7号 職員の旅費支給に関する条例等新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>2 外国旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費の9種とする。</u></p> <p><u>(日当、宿泊料、食卓料及び支度料)</u></p> <p><u>第25条 日当、宿泊料、食卓料及び支度料は、別表第3の定額によりこれを支給する。</u></p> <p><u>(鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び旅行雑費)</u></p> <p><u>第26条 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び旅行雑費は、国家公務員の例に準じ出張命令権者が定めるところによってこれを支給する。</u></p> <p><u>(退職者等の旅費)</u></p> <p><u>第27条 略</u></p> <p><u>(1)及び(2) 略</u></p> <p><u>2 略</u></p> <p><u>(遺族の旅費)</u></p> <p><u>第28条 略</u></p> <p><u>(1)及び(2) 略</u></p> <p><u>2及び3 略</u></p> <p><u>(旅費の調整)</u></p> <p><u>第29条 略</u></p> <p><u>2 略</u></p>	<p><u>(2) 一般職の職員 旅費法に規定する10級以下の職務にある者</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、職員が特別職の職員に随行して外国に旅行する必要があるときの当該職員の旅費の額は、特別職の職員が同項の規定に基づいて受ける旅費の額と同一とする。</u></p> <p><u>(退職者等の旅費)</u></p> <p><u>第25条 略</u></p> <p><u>(1)及び(2) 略</u></p> <p><u>2 略</u></p> <p><u>(遺族の旅費)</u></p> <p><u>第26条 略</u></p> <p><u>(1)及び(2) 略</u></p> <p><u>2及び3 略</u></p> <p><u>(旅費の調整)</u></p> <p><u>第27条 略</u></p> <p><u>2 略</u></p>

議案第7号 職員の旅費支給に関する条例等新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(旅費の特例)</p> <p><u>第30条</u> 労働基準法(昭和22年法律第49号)の規定による帰郷旅費は、<u>前職相当の普通旅費及び移転旅費とし、本人の請求によりこれを支給する。</u></p>	<p>(旅費の特例)</p> <p><u>第28条</u> 労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときには、<u>当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</u></p> <p>(旅費の返納)</p> <p><u>第29条</u> 出張命令権者は、出張者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、<u>当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。</u></p> <p><u>2</u> 出張者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、出張命令権者は、前項に規定する返納に代えて、<u>当該出張命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</u></p> <p><u>3</u> 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。</p>
<p>(職員以外の者の旅費)</p> <p><u>第31条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第32条</u> 略</p>	<p>(職員以外の者の旅費)</p> <p><u>第30条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第31条</u> 略</p>

議案第7号 職員の旅費支給に関する条例等新旧対照表

現 行										改 正 後				
別表第1（第14条、第15条、第16条、 <u>第21条</u> 、第22条関係） 管外定額表										別表第1（第14条、第15条、第16条、第22条関係） 管外定額表				
区分	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		移転料					区分	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)	
			甲地方	乙地方	鉄道50キロメートル未満	鉄道100キロメートル未満	鉄道300キロメートル未満	鉄道500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上				甲地方	乙地方
市長	37円	3,000円	14,800円	13,300円	126,000円	144,000円	178,000円	220,000円	292,000円	市長	37円	3,000円	14,800円	13,300円
副市長、常勤の監査委員、固定資産評価員、教育長、市立総合病院長	37円	2,800円	14,000円	12,600円	117,000円	134,000円	165,000円	204,000円	270,000円	副市長、常勤の監査委員、固定資産評価員、教育長、市立総合病院長	37円	2,800円	14,000円	12,600円
職務が6級にある者	37円	2,600円	13,100円	11,800円	107,000円	123,000円	152,000円	187,000円	248,000円	職務が6級にある者	37円	2,600円	13,100円	11,800円
職務が5級にある者	37円	2,400円	12,000円	10,800円	100,000円	115,000円	142,000円	175,000円	232,000円	職務が5級にある者	37円	2,400円	12,000円	10,800円
職務が4級以下にある者	37円	2,200円	10,900円	9,800円	93,000円	107,000円	132,000円	163,000円	216,000円	職務が4級以下にある者	37円	2,200円	10,900円	9,800円
備考 1 宿泊料の欄中「甲地方」とは、 <u>市長が別に定める地域をいう。</u> 2及び3 略 4 <u>移転料の路程計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。</u>										備考 1 宿泊料の欄中「甲地方」とは、 <u>規則で別に定める地域をいう。</u> 2及び3 略				
別表第2 略										別表第2 略				

議案第7号 職員の旅費支給に関する条例等新旧対照表

現 行									改 正 後			
別表第3 (第25条関係)												
外国旅費定額表												
区分	日当 (1日につき)				宿泊料 (1夜につき)				食卓料 (1夜につき)	支度料		
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方		旅行期間 1	旅行期間 2	旅行期間 3
										月未満	月以上 3 月未満	月以上
市長	9,400円	7,900円	6,300円	5,700円	29,000円	24,200円	19,400円	17,400円	8,000円	107,800円	130,900円	154,000円
副市長、常勤の監査委員、固定資産評価員、教育長、市立総合病院長	8,300円	7,000円	5,600円	5,100円	25,700円	21,500円	17,200円	15,500円	7,700円	86,240円	104,720円	123,200円
職務が6級にある者	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円	22,500円	18,800円	15,100円	13,500円	6,700円	70,070円	85,090円	100,100円
職務が5級にある者	6,200円	5,200円	4,200円	3,800円	19,300円	16,100円	12,900円	11,600円	5,800円	66,030円	80,180円	94,330円
職務が4級以下にある者	5,300円	4,400円	3,600円	3,200円	16,100円	13,400円	10,800円	9,700円	4,800円	53,900円	65,450円	77,000円
備考												
1 「指定都市」、「甲地方」及び「丙地方」とは、市長が別に定める地域をいい、「乙地方」とは、それ以外の地域（本邦を除く。）をいう。												
2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災												

議案第7号 職員の旅費支給に関する条例等新旧対照表

No.1 2

現 行	改 正 後
<p><u>その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。</u></p> <p><u>3 食卓料は、水路旅行及び航空旅行について船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、旅行中の夜数に応じて支給する。</u></p>	

議案第7号 職員の旅費支給に関する条例等新旧対照表

現 行	改 正 後																																					
<p>※ 第2条関係（非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償並びに証人等の実費弁償に関する条例）</p> <p>（費用弁償）</p> <p>第4条 特別職の職員が公務のために旅行したときの費用弁償の額は、別表第2から別表第4までのとおりとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>（実費弁償）</p> <p>第8条 証人等に対しては、別表第2から別表第4までに定める費用弁償を実費として支給する。</p> <p>2 略</p> <p>別表第4（第4条、第8条関係）</p> <p>外国費用弁償定額表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">日当（1日につき）</th> <th colspan="4">宿泊料（1夜につき）</th> <th rowspan="2">食卓料 （1夜につき）</th> <th colspan="3">支度料</th> </tr> <tr> <th>指 定 都市</th> <th>甲地 方</th> <th>乙地 方</th> <th>丙地 方</th> <th>指定都 市</th> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> <th>丙地方</th> <th>旅行期 間1か 月未満</th> <th>旅行期 間1か 月以上</th> <th>旅行期 間3か 月以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	日当（1日につき）				宿泊料（1夜につき）				食卓料 （1夜につき）	支度料			指 定 都市	甲地 方	乙地 方	丙地 方	指定都 市	甲地方	乙地方	丙地方	旅行期 間1か 月未満	旅行期 間1か 月以上	旅行期 間3か 月以上														<p>※ 第2条関係（非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償並びに証人等の実費弁償に関する条例）</p> <p>（費用弁償）</p> <p>第4条 特別職の職員が公務のために旅行したときの費用弁償の額は、別表第2から別表第3までのとおりとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>（実費弁償）</p> <p>第8条 証人等に対しては、別表第2から別表第3までに定める費用弁償を実費として支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 外国旅行における費用弁償については、<u>国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)</u>に準じ、出張命令権者が市長と協議して定める。</p>
区分		日当（1日につき）				宿泊料（1夜につき）					食卓料 （1夜につき）	支度料																										
	指 定 都市	甲地 方	乙地 方	丙地 方	指定都 市	甲地方	乙地方	丙地方	旅行期 間1か 月未満	旅行期 間1か 月以上		旅行期 間3か 月以上																										

議案第7号 職員の旅費支給に関する条例等新旧対照表

現 行											改 正 後		
											3 か月 未満		
執行機関	8,300	7,000	5,600	5,100	25,700	21,500	17,200	15,500	7,700	86,240	104,720	123,200	
の委員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
附属機関	7,200	6,200	5,000	4,500	22,500	18,800	15,100	13,500	6,700	70,070	85,090	100,100	
の委員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
その他の 公職者、証 人等	6,200	5,200	4,200	3,800	19,300	16,100	12,900	11,600	5,800	66,030	80,180	94,330	
の委員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
その他の 非常勤の 職員	5,300	4,400	3,600	3,200	16,100	13,400	10,800	9,700	4,800	53,900	65,450	77,000	
の委員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

備考

- 「指定都市」、「甲地方」及び「丙地方」とは市長が別に定める地域をいい、「乙地方」とはそれ以外の地域（本邦（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に規定する地域をいう。）を除く。）をいう。
- 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。
- 食卓料は、水路旅行及び航空旅行について船賃若しくは航空賃のほか

議案第7号 職員の旅費支給に関する条例等新旧対照表

No.15

現 行	改 正 後
<p><u>に別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、旅行中の夜数に応じて支給する。</u></p>	

議案第7号 職員の旅費支給に関する条例等新旧対照表

現 行		改 正 後																																		
<p>※ 第3条関係（岩見沢市議会議員の議員報酬等に関する条例）</p> <p>（費用弁償）</p> <p>第5条 議長等が公務のために旅行したときの費用弁償の額は、別表第1から別表第3までのとおりとする。</p>		<p>※ 第3条関係（岩見沢市議会議員の議員報酬等に関する条例）</p> <p>（費用弁償）</p> <p>第5条 議長等が公務のために旅行したときの費用弁償の額は、別表第1から別表第2までのとおりとし、外国旅行にあつては、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)に準じ、その都度、出張命令権者が市長と協議して定める。</p>																																		
<p>別表第3（第5条関係）</p> <p>外国費用弁償定額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>議長</th> <th>副議長及び議員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日当（1日につき）指定都市</td> <td>9,400円</td> <td>8,300円</td> </tr> <tr> <td>甲地方</td> <td>7,900円</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>乙地方</td> <td>6,300円</td> <td>5,600円</td> </tr> <tr> <td>丙地方</td> <td>5,700円</td> <td>5,100円</td> </tr> <tr> <td>宿泊料（1夜につき）指定都市</td> <td>29,000円</td> <td>25,700円</td> </tr> <tr> <td>甲地方</td> <td>24,200円</td> <td>21,500円</td> </tr> <tr> <td>乙地方</td> <td>19,400円</td> <td>17,200円</td> </tr> <tr> <td>丙地方</td> <td>17,400円</td> <td>15,500円</td> </tr> <tr> <td>食卓料（1夜につき）</td> <td>8,000円</td> <td>7,700円</td> </tr> <tr> <td>支度料 旅行期間1か月未満</td> <td>107,800円</td> <td>86,240円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	議長	副議長及び議員	日当（1日につき）指定都市	9,400円	8,300円	甲地方	7,900円	7,000円	乙地方	6,300円	5,600円	丙地方	5,700円	5,100円	宿泊料（1夜につき）指定都市	29,000円	25,700円	甲地方	24,200円	21,500円	乙地方	19,400円	17,200円	丙地方	17,400円	15,500円	食卓料（1夜につき）	8,000円	7,700円	支度料 旅行期間1か月未満	107,800円	86,240円		
区分	議長	副議長及び議員																																		
日当（1日につき）指定都市	9,400円	8,300円																																		
甲地方	7,900円	7,000円																																		
乙地方	6,300円	5,600円																																		
丙地方	5,700円	5,100円																																		
宿泊料（1夜につき）指定都市	29,000円	25,700円																																		
甲地方	24,200円	21,500円																																		
乙地方	19,400円	17,200円																																		
丙地方	17,400円	15,500円																																		
食卓料（1夜につき）	8,000円	7,700円																																		
支度料 旅行期間1か月未満	107,800円	86,240円																																		

議案第7号 職員の旅費支給に関する条例等新旧対照表

No.17

現 行				改 正 後			
	旅行期間1か月以上3か月未満	130,900円	104,720円				
	旅行期間3か月以上	154,000円	123,200円				
備考							
<p>1 「指定都市」、「甲地方」及び「丙地方」とは市長が別に定める地域をいい、「乙地方」とはそれ以外の地域（本邦（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に規定する地域をいう。）を除く。）をいう。</p> <p>2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。</p> <p>3 食卓料は、水路旅行及び航空旅行について船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、旅行中の夜数に応じて支給する。</p>							

議案第8号 岩見沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

No. 1

現 行	改 正 後
<p>(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)</p> <p>第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(虐待等の防止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>乳児、幼児の区分ごとの利用定員</u></p> <p>(7) <u>乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項</u></p> <p>(8)～(11) 略</p>	<p>(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)</p> <p>第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>利用定員</u></p> <p>(7) <u>乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項</u></p> <p>(8)～(11) 略</p>

議案第8号 岩見沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

No.2

現 行	改 正 後
<p>(秘密保持等)</p> <p>第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 略</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>(職員)</p> <p>第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（<u>国家戦略特別区域法</u>（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域</p>	<p>(秘密保持等)</p> <p>第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 略</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（<u>子ども・子育て支援法</u>（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>(職員)</p> <p>第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（<u>法第18条の27第1項</u>に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業</p>

議案第 8 号 岩見沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

No. 3

現 行	改 正 後
<p><u>内にある一般型乳児等通園支援事業所</u>にあつては、<u>保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>。以下この条において同じ。) その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>第23条 略 (準用)</p> <p>第26条 第23条及び第24条の規定は、<u>余裕活用型乳児等通園支援事業</u>について準用する。<u>この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。</u></p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第27条 <u>乳児等通園支援事業者及びその職員</u>は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識すること</p>	<p><u>所</u>にあつては、<u>保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士</u>。以下この条において同じ。) その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。</p> <p>2及び3 略 <u>(設備及び職員の基準の特例)</u></p> <p><u>第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。</u></p> <p>第23条 略 (準用)</p> <p>第26条 第23条及び第24条の規定は、<u>余裕活用型乳児等通園支援事業</u>について準用する。</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第27条 <u>乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員</u>は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人</p>

議案第 8 号 岩見沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

No. 4

現 行	改 正 後
<p>ができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>	<p>の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>

議案第9号 岩見沢市国民健康保険条例新旧対照表

No. 1

現 行	改 正 後
<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第10条 <u>保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</u></p>	<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第10条 <u>保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。</u></p> <p>(1) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(3) <u>世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(4) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）</u></p>
<p>(基礎賦課総額)</p> <p>第10条の2 <u>保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第22条、第22条の4及び第22条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第32条第1項の規定による</u></p>	<p>(基礎賦課総額)</p> <p>第10条の2 <u>保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第22条、第22条の4及び第22条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第32条第1項の規定による</u></p>

議案第9号 岩見沢市国民健康保険条例新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、<u>高齢者医療確保法</u>の規定による<u>病床転換支援金等</u>（以下「<u>病床転換支援金等</u>」という。）及び<u>介護保険法</u>（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「<u>介護納付金</u>」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）<u>の額</u>（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び<u>病床転換支援金等</u>並びに<u>介護納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）</p>	<p>保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び<u>高齢者医療確保法</u>の規定による<u>病床転換支援金等</u>（以下「<u>病床転換支援金等</u>」という。）、<u>介護保険法</u>（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「<u>介護納付金</u>」という。）<u>並びに子ども・子育て支援法</u>（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「<u>子ども・子育て支援納付金</u>」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）<u>の額</u>（<u>国民健康保険事業費納付金</u>の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び<u>病床転換支援金等</u>、<u>介護納付金</u>並びに<u>子ども・子育て支援納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）</p>

議案第9号 岩見沢市国民健康保険条例新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、<u>病床転換支援金等及び介護納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額</p> <p>ウ及びエ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第14条の6 第11条の基礎賦課額は、<u>6.6万円</u>を超えることができない。</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課総額）</p> <p>第14条の6の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第22条、第22条の4及び第22条の5の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第32条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控</p>	<p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び<u>病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額</p> <p>ウ及びエ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第14条の6 第11条の基礎賦課額は、<u>6.7万円</u>を超えることができない。</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課総額）</p> <p>第14条の6の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第22条、第22条の4及び第22条の5の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第32条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控</p>

議案第9号 岩見沢市国民健康保険条例新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第14条の6の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 世帯別平等割 次に掲げる世帯の区分に応じ、次に定めるところにより算定した額</p> <p>ア <u>イ又はウに掲げる世帯以外の世帯</u> 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の21に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p>	<p>除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。) <u>の額</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第14条の6の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 世帯別平等割 次に掲げる世帯の区分に応じ、次に定めるところにより算定した額</p> <p>ア <u>特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯</u> 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の21に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p>

議案第9号 岩見沢市国民健康保険条例新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第14条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第22条及び第22条の5の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第32条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)</p> <p>(2)及び(3) 略</p>	<p>第14条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第22条及び第22条の5の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第32条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。) <u>の額</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p>
<p>第14条の11 略</p>	<p>第14条の11 略</p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課総額)</u></p> <p>第14条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第22条、第22条の4、第22条の5及び第22条の6の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第32条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額か</p>

議案第9号 岩見沢市国民健康保険条例新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>ら第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</u></p> <p><u>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</u></p> <p><u>ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額</u></p> <p><u>イ 第22条の6に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額</u></p> <p><u>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</u></p> <p><u>ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</u></p> <p><u>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</u></p> <p><u>(3) 当該年度における第32条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額</u></p>

議案第9号 岩見沢市国民健康保険条例新旧対照表

No. 7

現 行	改 正 後
	<p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課額)</u></p> <p><u>第14条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。</u></p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)</u></p> <p><u>第14条の14 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第14条の15の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)</u></p> <p><u>第14条の15 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第14条の12第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則</u></p>

議案第9号 岩見沢市国民健康保険条例新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）</u> <u>の総額で除して得た数</u></p> <p><u>(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の30に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</u></p> <p><u>(3) 18歳以上被保険者均等割 第14条の12第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</u></p> <p><u>(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</u></p> <p><u>ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の20に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</u></p> <p><u>イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額</u></p>

議案第9号 岩見沢市国民健康保険条例新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第15条 略</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)</p> <p>第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第11条、第14条の6の3の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第14条の8の額又は第2</p>	<p><u>ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額</u></p> <p><u>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</u></p> <p><u>3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。</u></p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)</u></p> <p><u>第14条の16 第14条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。</u></p> <p>第15条 略</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)</p> <p>第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第11条、第14条の6の3<u>若しくは第14条の13の額</u>(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第</p>

議案第9号 岩見沢市国民健康保険条例新旧対照表

No.10

現 行	改 正 後
<p>2条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第22条の4第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第14条若しくは第14条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第22条の4第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第22条の5第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条若しくは第14条の6の3の額若しくは第14条の8の額又は第22条第1項各号に定める額、第22条の4第1項に定める第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第22条の4第4項第1号に定める額、第22条の5第1項各号に定</p>	<p>14条の8の額又は第22条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第22条の4第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第5項（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第22条の5第1項各号（同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第6項各号（同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第22条の6第1項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条、第14条の6の3、第14条の8若しくは第14条の13の額若しくは第14条の8の額又は第22条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第22条の4第1項に定める額、同条第5項に定める額、第22条の5第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若</p>

議案第9号 岩見沢市国民健康保険条例新旧対照表

No.11

現 行	改 正 後
<p>める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第22条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとする。以下本号中、<u>山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額</u>（税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5</p>	<p>しくは第22条の6第1項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第22条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>67万円</u>を超える場合には、<u>67万円</u>）とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、<u>山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額</u>（税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短</p>

議案第9号 岩見沢市国民健康保険条例新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は附則第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定について同様とする。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に</p>	<p>期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定について同様とする。<u>以下同じ。</u>）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号<u>並びに第5項</u>において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年</p>

議案第9号 岩見沢市国民健康保険条例新旧対照表

No.13

現 行	改 正 後
<p>税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る納付義務者</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象となるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき3</p>	<p>中に税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号並びに第5項において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象となるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき3</p>

議案第9号 岩見沢市国民健康保険条例新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>0万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納付義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象となるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>5.6万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納付義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。こ</p>	<p><u>1万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納付義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象となるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>5.7万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納付義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。こ</p>

議案第9号 岩見沢市国民健康保険条例新旧対照表

No.15

現 行	改 正 後
<p>の場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の6の3」と、「<u>6.6万円</u>」とあるのは「2.6万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の8」と、「<u>6.6万円</u>」とあるのは「1.7万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の10」と読み替えるものとする。</p>	<p>の場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の6の3」と、「<u>6.7万円</u>」とあるのは「2.6万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の8」と、「<u>6.7万円</u>」とあるのは「1.7万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の10」と読み替えるものとする。</p> <p><u>5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第14条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）とする。</u></p> <p><u>(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に1.0万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</u></p> <p><u>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるもの</u></p>

議案第9号 岩見沢市国民健康保険条例新旧対照表

No.16

現 行	改 正 後
	<p><u>の数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるもの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額</u></p> <p><u>ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</u></p> <p><u>イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</u></p> <p><u>ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者</u></p> <p><u>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるもの</u></p>

議案第9号 岩見沢市国民健康保険条例新旧対照表

No.17

現 行	改 正 後
	<p><u>の数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額</u></p> <p><u>ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</u></p> <p><u>イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</u></p> <p><u>ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</u></p> <p><u>(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に57万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者</u></p> <p><u>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるもの</u></p>

議案第9号 岩見沢市国民健康保険条例新旧対照表

No.18

現 行	改 正 後
<p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第22条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第12条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第12条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得</p>	<p><u>の数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額</u></p> <p><u>ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</u></p> <p><u>イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</u></p> <p><u>ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</u></p> <p><u>6 第14条の15第2項及び第3項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額（前項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額）の決定について準用する。この場合において、第14条の15第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」（「第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第22条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第12条第1項、<u>第14条の6の4、第14条の9及び第14条の14並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項の規</u></p>

議案第9号 岩見沢市国民健康保険条例新旧対照表

No.19

現 行	改 正 後
<p>が含まれている場合においては、当該給与所得については、<u>所得税法第28条第2項</u>の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（<u>地方税法</u>）」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、<u>所得税法第28条第2項</u>の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「については、同法」とあるのは「については、<u>地方税法</u>」とする。</p> <p>（未就学児の被保険者均等割額の減額）</p> <p>第22条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第14条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（<u>第4項</u>に掲げる場合を除く）。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>定の適用については、第12条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に<u>所得税法第28条第1項</u>に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、<u>同条第2項</u>の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（<u>税法</u>）」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に<u>所得税法第28条第1項</u>に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、<u>同条第2項</u>の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「については、同法」とあるのは「については、<u>税法</u>」とする。</p> <p>（未就学児の被保険者均等割額の減額）</p> <p>第22条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第14条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（<u>第5項</u>に掲げる場合を除く）。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 <u>第1項及び第2項</u>の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額につ</p>

議案第9号 岩見沢市国民健康保険条例新旧対照表

No.20

現 行	改 正 後
<p><u>4</u> 略 (1)及び(2) 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第4項</u>中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第14条の6の5」と、<u>第5項</u>中「第14条第3項」とあるのは「第14条の6の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第22条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行</p>	<p><u>いて準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第14条の15」と、第2項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の15第3項」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>5</u> 略 (1)及び(2) 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第5項</u>中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、「第14条」とあるのは「第14条の6の5」と、<u>第6項</u>中「第14条第3項」とあるのは「第14条の6の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p><u>8</u> <u>第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第5項各号」と、「第14条」とあるのは「第14条の15」と、第6項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の15第3項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第22条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行</p>

議案第9号 岩見沢市国民健康保険条例新旧対照表

No.21

現 行	改 正 後
<p>令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>6.6万円</u>を超える場合には、<u>6.6万円</u>)とする(第5項に掲げる場合を除く。)</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3か月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の6の3」と、「<u>6.6万円</u>」とあるのは「<u>2.6万円</u>」と、前項中「第14条」とあるのは「第14条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下に同じ。」</p>	<p>令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>6.7万円</u>を超える場合には、<u>6.7万円</u>)とする(第6項に掲げる場合を除く。)</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の3で定める場合には、出産の日)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3か月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の6の3」と、「<u>6.7万円</u>」とあるのは「<u>2.6万円</u>」と、前項中「第14条」とあるのは「第14条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」と</p>

議案第9号 岩見沢市国民健康保険条例新旧対照表

No.22

現 行	改 正 後
<p>とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の8」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「17万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の10」と読み替えるものとする。</p>	<p>あるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の8」と、「<u>67万円</u>」とあるのは「17万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の10」と読み替えるものとする。</p>
<p>5 当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>5 <u>第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第11条」とあるのは「第14条の13」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の15」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>6 略</p> <p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の6の3」と、「66万円」</u></p>	<p>6 当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>67万円</u>を超える場合には、<u>67万円</u>）とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>
<p>7 略</p> <p>8 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第6項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の6の3」と、「67万円」</u></p>	<p>7 略</p> <p>8 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第6項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の6の3」と、「67万円」</u></p>

議案第9号 岩見沢市国民健康保険条例新旧対照表

No.23

現 行	改 正 後
<p>とるのは「26万円」と、前項中「第14条」とあるのは「第14条の6の5」と読み替えるものとする。</p>	<p>とあるのは「26万円」と、「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、前項中「第14条」とあるのは「第14条の6の5」と読み替えるものとする。</p>
<p>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の8」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、<u>第6項中「第14条」とあるのは「第14条の10」と読み替えるものとする。</u></u></p>	<p>9 第6項及び第7項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第6項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の8」と、「67万円」とあるのは「17万円」と、<u>第22条第1項各号」とあるのは「第22条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、<u>第7項中「第14条」とあるのは「第14条の10」と読み替えるものとする。</u></u></u></p>
	<p>10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第11条」とあるのは「第14条の13」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第5項各号」と、<u>第7項中「第14条」とあるのは「第14条の15」と読み替えるものとする。</u> <u>（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額）</u> 第22条の6 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の</u></p>

議案第9号 岩見沢市国民健康保険条例新旧対照表

No.24

現 行	改 正 後
<p>第8章の2 傷病手当金</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第40条の2 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができなとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人</p>	<p><u>3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第14条の15の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額(第22条第5項、第22条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。)から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。</u></p> <p><u>2 第14条の15第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第14条の15第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</u></p>

議案第9号 岩見沢市国民健康保険条例新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p> <p>2 <u>傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3か月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、その金額とする。</u></p> <p>3 <u>傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないものとする。</u></p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与</u></p>	

議案第9号 岩見沢市国民健康保険条例新旧対照表

No.26

現 行	改 正 後
<p><u>等との調整)</u></p> <p><u>第40条の3 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</u></p> <p><u>第40条の4 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。</u></p> <p><u>2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。</u></p>	

議案第10号 岩見沢市多目的研修集会施設等条例等新旧対照表

No. 1

現 行	改 正 後																
<p>※ 第1条関係（岩見沢市多目的研修集会施設等条例）</p>	<p>※ 第1条関係（岩見沢市多目的研修集会施設等条例）</p>																
<p>別表第1（第3条関係）</p>	<p>別表第1（第3条関係）</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="152 406 589 459">名称</th> <th data-bbox="598 406 1104 459">事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="152 466 1104 512">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 518 589 738">朝日コミュニティ交流センター</td> <td data-bbox="598 518 1104 738"> 1 略 2 地域の自然と<u>陶芸文化</u>を生かし、 地域間交流の促進に供すること。 3 略 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="152 745 1104 794">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	事業	略		朝日コミュニティ交流センター	1 略 2 地域の自然と <u>陶芸文化</u> を生かし、 地域間交流の促進に供すること。 3 略	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1140 406 1576 459">名称</th> <th data-bbox="1585 406 2089 459">事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1140 466 2089 512">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 518 1576 738">朝日コミュニティ交流センター</td> <td data-bbox="1585 518 2089 738"> 1 略 2 地域の自然と<u>歴史</u>を生かし、地域間 交流の促進に供すること。 3 略 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1140 745 2089 794">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	事業	略		朝日コミュニティ交流センター	1 略 2 地域の自然と <u>歴史</u> を生かし、地域間 交流の促進に供すること。 3 略	略	
名称	事業																
略																	
朝日コミュニティ交流センター	1 略 2 地域の自然と <u>陶芸文化</u> を生かし、 地域間交流の促進に供すること。 3 略																
略																	
名称	事業																
略																	
朝日コミュニティ交流センター	1 略 2 地域の自然と <u>歴史</u> を生かし、地域間 交流の促進に供すること。 3 略																
略																	

議案第10号 岩見沢市多目的研修集会施設等条例等新旧対照表

現 行				改 正 後			
※ 第2条関係（岩見沢市多目的研修集会施設等条例の一部を改正する条例） 別表第3（第7条、第18条関係） 鉄北地区多目的研修会館～毛陽交流センター 略 朝日コミュニティ交流センター				※ 第2条関係（岩見沢市多目的研修集会施設等条例の一部を改正する条例） 別表第3（第7条、第18条関係） 鉄北地区多目的研修会館～毛陽交流センター 略 朝日コミュニティ交流センター			
区分	単位	使用料		区分	単位	使用料	
		通常	冬期			通常	冬期
略				略			
体験工房	4時間以内	2,500円	3,120円	集会室	4時間以内	2,500円	3,120円
	超過料金（1時間）	610円	760円		超過料金（1時間）	610円	760円
備考 略 御茶の水交流センター 略				備考 略 御茶の水交流センター 略			

議案第 1 1 号 岩見沢市火入れに関する条例新旧対照表

No. 1

現 行	改 正 後
<p>(火入れの中止)</p> <p>第 1 4 条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、<u>異常乾燥注意報</u>又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、<u>異常乾燥注意報</u>又は火災警報が発令されたときは、<u>速やかに消火しなければならない。</u></p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第 1 4 条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、<u>乾燥注意報若しくは林野火災に関する注意報</u>が発表され、又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は強風注意報、<u>乾燥注意報若しくは林野火災に関する注意報</u>が発表され、若しくは火災警報が発令された場合には、<u>速やかに消火しなければならない。</u></p>

議案第12号 岩見沢市道路占用料条例新旧対照表

No. 1

現 行				改 正 後			
別表（第2条関係） 道路占用料				別表（第2条関係） 道路占用料			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第一種電柱	1本につき1	430円	法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第一種電柱	1本につき1	530円
	第二種電柱	年	670円		第二種電柱	年	810円
	第三種電柱		900円		第三種電柱		1,100円
	第一種電話柱		390円		第一種電話柱		470円
	第二種電話柱		620円		第二種電話柱		750円
	第三種電話柱		850円		第三種電話柱		1,000円
	その他の柱類		39円		その他の柱類		47円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル	4円		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル	5円
	地下に設ける電線その他の線類	ルにつき1年	2円		地下に設ける電線その他の線類	ルにつき1年	3円
	路上に設ける変圧器	1個につき1 年	380円		路上に設ける変圧器	1個につき1 年	460円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平 方メートルに つき1年	230円		地下に設ける変圧器	占用面積1平 方メートルに つき1年	280円
	変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	1個につき1 年	780円		変圧塔その他これに類するもの及 び公衆電話所	1個につき1 年	940円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		330円		郵便差出箱及び信書便差出箱		390円
	広告塔	表示面積1平	590円		広告塔	表示面積1平	580円

議案第12号 岩見沢市道路占用料条例新旧対照表

No.2

現 行				改 正 後			
		方メートルにつき1年				方メートルにつき1年	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	780円		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	940円
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16円	法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	20円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		28円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		35円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		42円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		47円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		56円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		70円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		85円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		93円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160円		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		200円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230円		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		280円

議案第12号 岩見沢市道路占用料条例新旧対照表

現 行				改 正 後					
		階数が3以上のもの		Aに0.0 0.7を乗じ て得た額		階数が3以上のもの		Aに0.00 8を乗じて得 た額	
	上空に設ける通路			290円		上空に設ける通路		290円	
	地下に設ける通路			180円		地下に設ける通路		180円	
	その他のもの			780円		その他のもの		940円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		6円	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	6円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1か月		59円		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1か月	58円	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1か月	59円	政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1か月	58円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	590円			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	580円
	標識		1本につき1年	620円		標識		1本につき1年	750円

議案第12号 岩見沢市道路占用料条例新旧対照表

No.5

現 行					改 正 後				
	旗ざお	祭礼、縁日	1本につき1日	6円	旗ざお	祭礼、縁日	1本につき1日	6円	
		その他の催しに際し、一時的に設けるもの				その他の催しに際し、一時的に設けるもの			
		その他のもの	1本につき1か月	59円		その他のもの	1本につき1か月	58円	
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日	その面積1平方メートルにつき1日	6円	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日	その面積1平方メートルにつき1日	6円	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1か月	59円		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1か月	58円	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1か月	590円	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1か月	580円	
その他のもの			290円	その他のもの			290円		

議案第12号 岩見沢市道路占用料条例新旧対照表

現 行		改 正 後				
政令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	780円	政令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	940円	
			政令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1か月	59円	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1か月	58円	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	つき1か月	78円	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	つき1か月	94円	
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの 上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.017を乗じて得た額	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの 上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.018を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.0	地下（トンネルの上の地下を除く。）	階数が2のもの	Aに0.00

議案第12号 岩見沢市道路占用料条例新旧対照表

No.7

現 行			改 正 後			
	に設けるもの	もの	0.6を乗じて得た額	に設けるもの	もの	6を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額			階数が3以上のもの
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額	その他のもの		Aに0.026を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.022を乗じて得た額	政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに0.015を乗じて得た額		その他のもの	Aに0.017を乗じて得た額	
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに0.022を乗じて得た額	政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに0.015を乗じて得た額		その他のもの	Aに0.017を乗じて得た額	

議案第12号 岩見沢市道路占用料条例新旧対照表

現		行		改		正		後	
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.0 22を乗じて得た額	政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.02 4を乗じて得た額		
	上空に設けるもの				上空に設けるもの				
	その他のもの		Aに0.0 31を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.03 4を乗じて得た額		
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.0 25を乗じて得た額	政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.02 6を乗じて得た額		
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.0 22を乗じて得た額	政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.02 4を乗じて得た額		
	上空に設けるもの				上空に設けるもの				
	その他のもの		Aに0.0 31を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.03 4を乗じて得た額		
				政令第7条第14号及び第15号に掲げる施設			Aに0.03 4を乗じて得た額		

議案第12号 岩見沢市道路占用料条例新旧対照表

No.9

現 行				改 正 後			
							た額
その他	上記のいずれにも該当し ないもの	市長がその都度定める。		その他	上記のいずれにも該当 しないもの	市長がその都度定める。	
備考 1～9 略				備考 1～9 略			

議案第13号 岩見沢市水道事業給水条例等の一部を改正する条例新旧対照表

No. 1

現 行	改 正 後
<p>※ 第1条関係（岩見沢市水道事業給水条例）</p> <p>（給水装置工事の施行）</p> <p>第14条 給水装置工事は、市長又は指定給水装置工事事業者が施行する。ただし、<u>法第16条の2第3項ただし書に規定する国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p>	<p>※ 第1条関係（岩見沢市水道事業給水条例）</p> <p>（給水装置工事の施行）</p> <p>第14条 給水装置工事は、市長又は指定給水装置工事事業者が施行する。ただし、<u>災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の規定により指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p>

議案第13号 岩見沢市水道事業給水条例等の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>※ 第2条関係（岩見沢市下水道条例）</p> <p>（工事の施工）</p> <p>第9条 排水設備及び除害施設に関する工事は、市長が指定した排水設備工事業者（以下「指定排水設備工事業者」という。）でなければ行ってはならない。</p> <p>2 略</p>	<p>※ 第2条関係（岩見沢市下水道条例）</p> <p>（工事の施工）</p> <p>第9条 排水設備及び除害施設に関する工事は、市長が指定した排水設備工事業者（以下「指定排水設備工事業者」という。）でなければ行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p>

議案第13号 岩見沢市水道事業給水条例等の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>※ 第3条関係（岩見沢市農業集落排水施設条例）</p> <p>（工事の施工）</p> <p>第7条 排水設備及び除害施設に関する工事は、市長が指定した排水設備工事業者（以下「指定排水設備工事業者」という。）でなければ行ってはならない。</p> <p>2 略</p>	<p>※ 第3条関係（岩見沢市農業集落排水施設条例）</p> <p>（工事の施工）</p> <p>第7条 排水設備及び除害施設に関する工事は、市長が指定した排水設備工事業者（以下「指定排水設備工事業者」という。）でなければ行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p>